愛川町地域公共交通協議会規約

（目的）

第１条　愛川町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うため、並びに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、愛川町内の各地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、各地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

（事務所）

第２条　協議会は、事務所を神奈川県愛甲郡愛川町角田２５１番地１に置く。

（所掌事務等）

第３条　協議会は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1)　地域公共交通計画の作成及び変更に係る協議に関すること。

(2)　地域公共交通計画の実施に係る協議に関すること。

(3)　地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

(4)　地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様等に関すること。

(5)　協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

(6)　前各号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第４条　協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第５条　協議会には、会長及び副会長を置く。

２　会長は、学識経験者をもって充てる。

３　会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

４　副会長は、愛川町区長会の代表又は代表が指名する者をもって充てる。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（任期）

第６条　委員の任期は、２年とする。ただし、任期中に委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任することができる。

（会議）

第７条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

３　会議の議決方法は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

４　会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開で行うものとする。

５　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

（書面による決議）

第８条　会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面による決議を行うことができる。

(1)　事前に委員からの書面による決議の了承を受けているとき。

(2)　緊急の決議を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、会長が書面による決議が適当と認めるとき。

２　書面による決議は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。

３　書面による決議は、前項の規定による書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　会長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

（協議結果の尊重義務）

第９条　協議会で協議が整った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

（運賃料金部会）

第10条　協議会は、旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するため、運賃料金部会を置く。

２　運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1)　地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項

(2)　その他運賃料金部会が必要と認める事項

３　運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。

(1)　愛川町総務部長

(2)　当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者

(3)　国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局長又はその指名する者

(4)　地域公共交通の利用者の代表

（専門部会）

第11条　第３条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を設置することができる。

２　専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）
第12条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　事務局は、愛川町交通政策所管課に置く。
３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（経費の負担）
第13条　協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。
（監査）
第14条　協議会に監査委員を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
２　協議会の出納監査は、監査委員によって行う。
３　監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
（財務に関する事項）
第15条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（協議会が解散した場合の措置）
第16条　協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
（委任）
第17条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この規約は、令和６年４月２２日から施行する。
（委員の任期の特例措置）
２　協議会の設立初年度の第６条第２項に定める委員の任期は、同項の規定にかかわらず、令和８年３月３１日までとする。

別表（第４条関係）

<table>
<tr><th>区分</th><th>団体又は機関</th><th>委員</th></tr>
<tr><td>学識経験者</td><td></td><td>学識経験を有する者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公共交通事業者等</td><td>一般社団法人神奈川県バス協会</td><td rowspan="16">代表又は代表が指名する者</td></tr>
<tr><td>一般社団法人神奈川県タクシー協会</td></tr>
<tr><td>神奈川中央交通株式会社</td></tr>
<tr><td>道路管理者</td><td>神奈川県県土整備局厚木土木事務所</td></tr>
<tr><td>公安委員会</td><td>神奈川県警察厚木警察署</td></tr>
<tr><td>地方運輸局</td><td>国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局</td></tr>
<tr><td>一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</td><td>神奈川県交通運輸産業労働組合協議会</td></tr>
<tr><td rowspan="8">地域公共交通の利用者</td><td>愛川町区長会</td></tr>
<tr><td>愛川町中学校校長会</td></tr>
<tr><td>愛甲商工会</td></tr>
<tr><td>神奈川県内陸工業団地協同組合</td></tr>
<tr><td>県央愛川農業協同組合</td></tr>
<tr><td>愛川町老人クラブ連合会</td></tr>
<tr><td>愛川町身体障害者福祉協会</td></tr>
<tr><td>愛川町婦人団体連絡協議会</td></tr>
<tr><td>関係する行政機関</td><td>神奈川県県土整備局都市部交通政策課</td></tr>
<tr><td>計画を策定する地方公共団体</td><td>愛川町</td><td>総務部長</td></tr>
</table>